

債権者各位

(旧商号:三和ファイナンス株式会社)

破産者 株式会社SFコーポレーション  
破産管財人 弁護士 鈴木 銀治郎

## 御 連 絡

### 1 はじめに

平素は、破産者株式会社SFコーポレーション(東京地方裁判所 平成23年(フ)第12270号)の破産管財業務へのご理解を賜り、厚く御礼申し上げます。

本破産手続では、これまで破産債権の届出期間と破産債権の調査をするための期日が定められず、破産債権届出書の発送が留保されておりましたが、今般、管財業務の進行状況や財団の形成状況、これまでに提起した各訴訟の進行状況に鑑み、配当を実施できる見込みとなりました。そこで、東京地方裁判所より、破産債権の届出期間と破産債権の調査をするための期日が定められ、債権者の皆様に対し、破産債権届出書が発送される運びとなりましたので、御連絡申し上げます。ただし、現時点における配当率の見込みは1%前後であり、配当の時期は未定です。

### 2 過払金を有する可能性のある債権者の皆様について

これまで、破産管財人において、過去の取引履歴に基づき利息制限法による引直し計算を実施しております。その結果、破産者株式会社SFコーポレーションに対して過払金を有する可能性のある債権者の皆様については、破産管財人が計算した過払金額を記載した破産債権届出書を同封しております。

取引口座が複数に及ぶ方については、お取引口座ごとに破産債権届出書が複数到着する場合があります。なお、膨大な数の破産債権届出書を送付するにあたり、破産財団との関係等から、引直し計算書の同封は差し控えることといたしました。

### 3 破産債権届出のご提出について

添付の「過払金破産債権届出の手順」「過払金破産債権届出手順Q&A」「破産債権確定までの流れ」「記載例」をご参考に、破産債権届出書及び振込送金依頼書をご記入・ご捺印の上、債権届出期間の末日である平成27年12月11日(金)までに(必着)、同封の返信用封筒にて、破産債権届出書及び振込送金依頼書の提出をお願いいたします。

なお、支払日が未定のため、金額の定まらない破産手続開始日以降の利息、損害金について債権届出があった場合には、当職は異議を述べる予定ですので、あらかじめご了承ください。

本破産手続の状況、ご質問に対する回答につきましては、SFコーポレーション破産管財人執務室ホームページ(<http://sf-corp.jp>)に適宜掲載いたしますので、ご確認お願い申し上げます。

なお、本書面はあなたに対して金銭の支払いを請求するものではありません。